

別紙4

現中間処理施設(メルトタワー)の課題と新処理施設での対応案(要求水準書・契約書へ反映させる項目等の整理)

現施設の課題	現施設が性能保証事項を満たして運転するために、広域連合が、当初契約を大きく超える運転保守管理業務委託料を支払わなければならない。
根本原因	現施設の補修費用と用役(灯油)使用量が入札時の見積を大きく超過している。

区分	原因		No	対応の考え方	反映先			記載文案
1-1	建設事業者の知見不足	実機の稼働経験が、ほぼなかった	1	(基本計画) 処理方式の検討で実績等を考慮する	基本計画		—	※対応済み 基本計画の処理方式の検討で、過去10年間の建設実績・事故・トラブル事例等を検討済み。
			2	(瑕疵担保) 用役の瑕疵担保を設定する。	要求水準書	第2編 第1章 1.9 かし担保	43p	1.9.3 用役に係るかし担保 (1) 用役使用量の確認 用役使用量について正式引渡し後3年間(以下「用役担保期間」という。)、建設事業者が要求水準書に基づき入札時に提案した燃料、電力、薬品等の使用量(以下「用役提案使用量」という。)が、実際に使用された燃料、電力、薬品等の使用量と乖離がないかを確認するための試験(以下「用役使用量確認試験」という。)を行う。 (2) 用役使用量確認試験 用役担保期間において、夏季及び冬季に各1回ずつ、2炉定格運転時の1週間における用役使用量の確認試験を行う。用役使用量確認試験で対象とする用役は、契約設計図書で提示された項目とし、建設事業者は契約設計図書に助燃剤使用量、電力使用量、排ガス処理に要する薬剤使用量を示さなければならない。用役使用量確認試験の詳細及び実施時期は連合と建設事業者の協議により決定する。 (3) 不適合の場合の対応 ①用役使用量確認試験において実際の用役使用量が用役提案使用量を20%以上超えたときは不適合と判定する。 ②不適合と判定された場合、建設事業者は、その原因を調査し、設備の改善、改造、調整等の方法について速やかに連合に提出し、改善、改造、調整等の措置を自らの負担で講じる。ただし、不適合の原因が建設事業者の責に帰すべき事由にないことを自ら立証し、連合がこれを認めた場合はこの限りではない。 (4) 運営期間中において、用役使用量に大幅な変化が生じた場合は、連合の求めにより建設事業者も原因を調査しなければならない。
			※委員会での意見 かし担保は用役を目指す、用役は3年のかし担保で整理。					

区分	原因		No	対応の考え方	反映先		記載文案
			3	(要求水準書) 引き渡し後、性能確認試験等により追加の確認を行う	要求水準書	第2編 第1章 1-9-4 性能確認試験 44p (※性能保証の項目に移動する)	<p>1.9.4 性能確認試験</p> <p>(1) 試験方法 正式引渡しから3年目に性能確認試験を実施する。性能確認試験は、引渡性能試験に準拠して行う。ただし、軽負荷試験、緊急作動試験、蒸気タービン発電機及び非常用発電機の負荷遮断試験及び負荷試験は除くものとする。</p> <p>(2) 運転要領 建設事業者は、実施内容及び運転計画を記載した性能確認試験要領書を作成し、連合の承諾を得た後、試験を実施する。なお、施設の運転は、運営事業者にて実施する。</p> <p>(3) 性能要件未達への対応 試験の結果、性能が満足されない場合、受注者の責任と費用で、必要な補修、改良、追加工事等を行い、性能を満足させなければならない。</p>
					要求水準書	第3編 第1章 1-5-1 運営期間終了時の機能検査 169p	<p>1.5.1 運営期間終了時の機能検査</p> <p>運営事業者は、運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、連合の立会の下に実施する。</p> <p>当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、連合は運営期間終了時の確認とする。</p> <p>また、当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。</p> <p>(1) 各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。</p> <p>(2) 各運営対象施設が、運営期間終了後5年間は大規模な修繕、更新工事を必要としない状態である。</p> <p>(3) 建物の主要構造物などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。</p> <p>(4) 外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。</p> <p>なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運営期間満了後の運営を担当する事業者（又は連合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。</p> <p>また、「完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、運営対象施設が「第3編 1. 2. 3 基本性能」を満たすことをいう。</p>
1-2	広域連合が、当初見積りと乖離した補修や用役について理解が不足していた	設備の瑕疵について理解が不足していた	4	(モニタリング) 瑕疵基準に従った内容確認を行う。	要求水準書	第2編 第1章 1.9.5 かし検査 44p	<p>1.9.5 かし検査</p> <p>(1) かしの確認 連合は、施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、かしの確認を行わせることができるものとする。かしの有無については、適宜かし確認試験を行い、その結果を基に判定するものとする。</p> <p>(2) かし確認試験 建設事業者は連合との協議に基づき、かし確認試験要領書を作成し、連合の承諾を得るものとする。建設事業者は、かし確認試験要領書に基づき、連合の指定する時期に建設事業者の負担において確認試験を行う。この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は建設事業者の負担とする。</p> <p>(3) かし確認の基準 ア運転上支障がある事態が発生した場合 イ構造上、施工上の欠陥が発見された場合 ウ性能に著しい低下が認められた場合 エ主要装置の耐用が著しく短い場合 オ設備機器の耐用が完成図書の内容より著しく短い場合 カ用役等の使用量が提案使用量を20%以上超えた場合</p>

区分	原因	No	対応の考え方	反映先	記載文案
		5	(モニタリング) 定期補修及び建設事業者による設備改善・修補を含め、維持管理状況の報告を求める	要求水準書 第3編 第10章 10.2 モニタリングの実施 190p	10.2 モニタリングの実施 10.2.1 運営段階 連合は、運営事業者による運営・維持管理業務並びに建設事業者による性能保証事項充足のための補修等及びかき修補等の実施状況が、運営・維持管理業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていること。また、運営事業者は建設事業者が作成した運営期間にわたる補修計画及び更新計画を遵守すること。なお連合は、モニタリングにより計画との齟齬を確認するために、運営・維持管理業務並びに建設事業者による性能保証事項を充足させるための補修、改良、追加工事の監視を行う。運営事業者及び建設事業者は、連合の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。 (1) 月次モニタリング ①ごみ処理状況の確認 ②ごみ質の確認 ③各種用役の確認 ④運転状況、薬品など使用状況の確認 ⑤副生成物の発生量の確認 ⑥受付管理状況の確認 ⑦料金徴収状況の確認 ⑧搬入管理状況の確認 ⑨事故記録と予防保全の周知状況の確認 ⑩保守・点検状況の確認 ⑪補修工事状況の確認 ⑫初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認 ⑬性能保証事項を充足するための補修、改良、追加工事の確認 (2) 年次モニタリング ①事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書） ②環境モニタリング ③緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認 ④安全体制、緊急連絡などの体制の確認 ⑤安全教育、避難訓練などの実施状況の確認 ⑥その他運営に関すること
			※委員会での意見 (モニタリング) 月別のものと年別のものを分けてもらいたい。		No5により対応
		6	(モニタリング) 建設事業者は、20年間の定期補修計画を含めた長寿命化計画を作成するため、運営モニタリングに建設事業者も参加させ、当初計画との齟齬を確認し、性能を維持する。	要求水準書 第3編 第10章 10.2モニタリングの実施 190p	No5により対応
		7	(モニタリング) 用役の使用量は、設計値に対する比較を行う	要求水準書 第3編 第10章 10.2 モニタリングの実施 190p	No2により対応

区分	原因		No	対応の考え方	反映先			記載文案
			8	(モニタリング) 有識者の知見を活用する。	要求水準書	第3編 第10章 10.2 モニタリングの実施	190p	※基本的には、必要に応じて有識者の知見を求めることを提言する。
	DBO契約では、広域 連合は決まった委託 料以外の支払いは無 いとの思い込み	SPCの財務状況が把握 できていなかった	9	(モニタリング) 外部の知見を活用する。	要求水準書	第3編 第10章 10.2 モニタリングの実施	190p	<p>(要求水準書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10.1(1)中、「運営モニタリング」を、「(1) 運営・維持管理及び財務状況等モニタリング業務」とする。 ・10.2.1中、「(18) 事業運営の確認及び評価 (決算報告書及び環境報告書)」を、「(18) 事業運営の確認及び評価 (環境報告書)」とする。 ・10.2.2として、「財務状況等」を設ける。(以降、繰り下げ。) <p>10.2.2 財務状況等 連合は、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいは事業収支の悪化等により事業継続が困難になるという事態を回避するため、本事業に係る財務状況等のモニタリングを実施する。</p> <p>(1) 実施体制についてのモニタリング 連合は、SPCの定款、登記簿謄本、株主名簿、SPCが締結する契約書、またはそれに代わる書類により、運営事業者の業務遂行体制の構築について確認を行う。</p> <p>(2) 財務状況についてのモニタリング 連合は、運営事業者がSPCである場合にあっては、会計監査人による監査済みの財務書類等の提出を義務付け、これにより財務状況の確認を行う。また、SPCの財務書類では事業計画との関係が確認ができない場合は、必要に応じて、取引に関する契約書類等の確認を行う。</p> <p>(3) リスク対応についてのモニタリング 連合は、運営事業者のリスク対応として保険を付保する場合は、保険契約書の写しの提供を求め、契約内容等の確認を行う。また、契約保証金について、契約保証金の納付及び有価証券の提供以外の方法による場合は、保証証書や保険契約書等の提供を求め、契約内容等を確認する。</p> <p>(4) 資金収支についてのモニタリング 建設事業者は、事業提案時及び事業年度計画見直し時の資金収支計画とその積算データを事業期間中保管する。運営事業者は、事業提案時又は事業年度計画見直し時の資金収支計画と資金収支の実績を比較した表を、毎年連合に提出する。連合は、必要に応じて専門的な知見を有するものから意見を徴収するなどにより、整合性の確認を行う。また、資金収支計画と資金収支の実績との整合性を確認するため、必要に応じて、事業提案時又は事業年度計画見直し時の資金収支計画の積算データ及び取引に関する契約書類等の確認を行う。</p>
					契約書 (運営・維持 管理業務委 託)	第5章 モニタリング	14p	<p>(契約書 (運営業務委託))</p> <p>第49条 委託者は、別紙4記載のモニタリング実施要領に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の運営・維持管理及び財務状況のモニタリングを行うものとする。</p>

区分	原因		No	対応の考え方	反映先		記載文案
					入札説明書 別紙7 モニタリング及び 業務委託料の減額等 2 モニタリングの方法 (2)連合によるモニタ リングの方法	48p	<p>(2) 連合によるモニタリングの方法 連合は、運営事業者による運営・維持管理業務及び建設事業者による性能保証事項充足のための補修等 またはし修補等の実施状況が、運営・維持管理業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満た していることを確認するために、運営・維持管理業務並びに建設事業者による性能保証事項を充足させるため の補修、改良、追加工事の監視を行う。</p> <p>①定期モニタリング 連合は月毎又は事業年度毎に、運営事業者又は建設事業者による運営・維持管理業務委託契約、入札 説明書、要求水準書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者又は建設事業者から連合 へ提出される業務月報又は業務年報等で確認するとともに、必要に応じて現場調査を行う。</p> <p>②随時モニタリング 連合は、随時必要に応じて定期モニタリングとは別に本施設の現場調査等のモニタリングを実施する。</p> <p>③財務状況等モニタリング 連合は事業年度毎に、本事業のサービス提供の停止、あるいは事業継続の困難という事態を回避するた め、受託者の事業実施体制、財務状況、リスク対応、資金収支についてモニタリングを行う。</p>
				※委員会での意見 財務は明記すること。			No9により対応
				※委員会での意見 財務は公認会計士等第三者に行わせる か確認すること。			No9により対応 ※必要に応じて専門的な知見を有するものから意見を徴収する。 ※基本契約書第6条第7項で、決算に係る監査報告書は監査法人又は公認会計士が監査を行うこととされて いる。
1-3	超過した費用を 「払わない」という 選択ができな かった	SPCの「運営コストリ スク」(民間リスク)の契約 の規定が不十分	株主支援に委託契約総 額の1/10までとの上限 設定あった	10 (契約書) 支援上限を撤廃する。	契約書 (基本契約) (運営事業者の運営)第 6条第2項(7)	3p	<p>(7) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重 大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資を行うこと。また、その他発 注者が適切と認める支援措置を講ずること。</p> <p>※「なお、構成員が行う追加出資又は融資の上限額は、[金] 円 (事業者提案) とする。」を削除。</p>
					契約書 (基本契約) (運営事業者の損害賠 償義務等の履行の保 証)第16条	6p	<p>第16条 構成員は、運営・維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する債務の履行を連帯 して保証するものとする。</p> <p>2 構成員は、運営・維持管理業務委託契約書第59条第5項の規定に基づき運営事業者が本施設の改修等 を行う必要がある場合で、同項に規定する期間内において運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に 代わり、連帯して、自己の費用により、同項に規定する本施設の改修等を行う。</p> <p>※「2 前項に規定する保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運 営・維持管理業務委託料の総額の100分の10又は運営・維持管理業務委託料 (保証債務の履行請求の あった日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営・維持管理業務委託料) のいずれか大きい額とす る。」を削除。</p>
					契約書 (基本契約) (損害賠償)第20条	7p	<p>第20条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた 場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受託者のいずれかの債務不履行に起因し て発注者に損害を与えた場合には、受託者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。</p>

区分	原因	No	対応の考え方	反映先			記載文案
				契約書 (運営・維持 管理業務委 託)	(株主への支援要請) 79条	24p	第79条 受託者は、受託者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じる恐れがある場合は、速やかに受託者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等を受けるものとする。
	裁判でSPCへの株主支援が努力義務と認定された	11	建設事業者がSPCの債務履行を連帯保証する or 株主支援を法的義務とする				No10により対応
	業務委託契約はSPCと広域連合の契約であるとして、建設事業者が責任を負わない内容だった	12	(基本契約) 建設事業者が連帯保証する。				No10により対応
			※委員会での意見 親会社の責任を入れる				No10により対応
SPCの倒産等の代替手段なし	広域連合の直営は困難	13	後任事業者の推薦を受注者の責任とする。	契約書 (基本契約)	(運営事業者の運営) 第6条	3p	第6条 1、2項 略 2項の次に、以下の項を入れ、以降順次繰り下げ。 3 構成員は、発注者の責めに帰すべき事由及び不可抗力による場合を除き、事業期間中にわたり、本事業を継続させることを連帯して保証し、運営事業者の責めに帰すべき事由により運営・維持管理業務委託契約が解除された場合には、委託者に対し解除前の運営・維持管理業務委託契約を継承する、本事業の継続が可能な事業者を推薦しなければならない。
	SPC以外に運転保守管理業務を受託する会社がない	14	後任事業者の推薦を受注者の責任とする。				No13により対応
	損害賠償や違約金の請求では、SPCに支払いの原資が無い	13	(基本契約) 建設事業者が連帯保証する。	同上	同上	同上	No10により対応。
	NO10、11、12、13の別の対応策	14	SPCを設立しない	入札説明書	7 事業方式 8 業務範囲 (1)②ア	3p	※「7 事業方式」中、「特別目的会社」の定義から「以下「運営事業者」という。」を削除する。 ※「8 (1) ②ア」中、「運営事業者は」を、「本事業において、運営・維持管理業務を担当する者（以下、「運営事業者」という。）」とする。 ※他の記述箇所も、必ずしもSPCを設立する必要はない、との趣旨により修正する（第3章1 (1) 、別紙1用語の定義 など）。
				入札説明書	第3章 5 運営事業者の設立に関する要件	12p	「5 運営事業者の設立に関する要件」に、以下の号を追加する。 (6) 前各号の規定に関わらず、落札者が運営事業者の設立に替わる方法を提案し、連合が認めた場合は、設立しないことができる。
				要求水準書	第1編 第2章 用語の定義	2p	「運営事業者」の定義を、「本事業において、運営対象施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。」とする。
			※委員会での意見 要求水準書に「SPCをつくらないことも可とする」と入れる。				※入札説明書等で対応 No14により対応。

区分	原因	No	対応の考え方	要求水準書	反映先	記載文案
	瑕疵担保責任を問えなかった 瑕疵を指摘できなかった	15	(瑕疵) ① 瑕疵基準、瑕疵検査など瑕疵の確認方法を具体的に決めておく。 ①設計時に、機器の部分詳細に対する耐用年数(設計思想)を明示させ、著しく下回る時は瑕疵として扱う。	要求水準書	1.5.3 実施設計から工事までの手順(2)	27p 1.5.3実施設計から工事までの手順 (1) 建設事業者は、基本設計に基づき実施設計を行う。 (2) 建設事業者は、実施設計に係る承諾図書として 必要部数 を作成し、連合に提出し承諾を得る。なお、実施設計に係る承諾図書の内容は、次のとおりとし、実施設計図は工事監理用として分野ごとに必要部数製本して提出する。 ア承諾申請図書一覧表 イ全体図(括弧内(略)) ウ土木・建築及び設備機器詳細図 (ア) 土木図、(イ) 建築図 (略) (ウ) 設備機器詳細図(組立図、主要部品図、単線結線図、電気計装システム構成図、付属品図、 設備機器に係る耐用年数及び補修の方針、頻度・サイクル等を示す書類等) 以下(略)
要求水準書				1.5.19 完成図書	32p 1.5.19完成図書 建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出する。 (1)～(3) (略) (4) 承諾申請図書 (質問回答書を含む) (5) 以下(略)	
要求水準書				第2編 第1章 1.9.5 かし検査 (3)かし確認の基準	44p No4により対応	
要求水準書				第2編 第1章 1-9-4 性能確認試験	44p No3により対応	
要求水準書				第2編 第1章 1.9.5 かし検査	44p No2により対応	
要求水準書				第2編 第1章 1.9.5 かし検査	44p No2により対応	
		16	(モニタリング) ① 建設事業者から保守管理計画(運営期間全体)をもらう	要求水準書	第3編第1章総則 1.2.13マニュアル及び計画書等の作成	166p 1.2.13マニュアル及び計画書等の作成 本業務遂行において 建設事業者及び 運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、連合との協議により作成するものとする。なお、連合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに連合の承諾を得るものとする。 (1) 業務マニュアル(略) (2) 業務計画書(業務実施計画書) 建設事業者は、運営期間を通じた補修・更新計画を作成して、広域連合に提出し、正式引き渡しの前に連合の承諾を受けなければならない。 運営事業者は、各事業年度が開始する…(以下(略))

区分	原因	No	対応の考え方	反映先	記載文案
				要求水準書 第3編第4章維持管理業務 4.7 補修計画の作成 179p	4.7 補修計画の作成 (1) 建設事業者は、 運営期間を通じた補修計画（建築部分を含む）を作成し、連合に提出すること。作成した補修計画について、連合の承諾を得ること。なお、運営期間終了後、5年間は大規模な機器更新が不要な計画とする。 (2) 運営期間を通じた補修計画は、点検・補修結果に基づき 建設事業者が 毎年度更新し、連合に提出すること。 更新した補修計画は、当初の技術提案書を原則として逸脱しないものとし、運営期間中の補修費の増額は認めない。また、更新した補修計画について連合の承諾を得るものとする。 (3) 運営事業者は、 点検・検査結果に基づき、設備・機器・建築物等の耐久度と消耗状況を把握し、 運営期間を通じた補修計画を基に、 各年度の補修計画を作成し、連合に提出すること。作成した各年度の補修計画は連合の承諾を得るものとする。 (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。 (5) 補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、連合、 建設事業者 及び運営事業者の協議により決定する。
				要求水準書 第3編第4章維持管理業務 4.10機器更新 180p	4.10 機器更新 (1) 建設事業者は、 運営期間内における運営対象施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、連合に提出する。作成した更新計画について、連合の承諾を得るものとする。なお、環境啓発設備については、陳腐化が認められる設備の更新を運営期間中に2回程度見込むものとする。 (2) 建設事業者は、 運営期間中に連合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、連合に提出する。作成した更新計画について、連合の承諾を得るものとする。 (3) 建設事業者は、 作成した更新計画を変更する場合には、 当初の技術提案書を原則として逸脱しないものとし、運営期間中の更新費の増額は認めない。なお、 連合と協議の上、連合の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。 (4) 運営事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。ただし、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。 (5) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、連合、 建設事業者 及び運営事業者の協議により決定する。
				契約書 (運営・維持管理業務委託) (維持管理計画) 第41条 11p	(維持管理計画) 第41条 受託者 及び建設事業者は、 要求水準書等に従い、次の各号に掲げる本施設の維持管理に係る各計画（以下総称して「維持管理計画」という。）を作成し、維持管理計画、本運営・維持管理業務委託契約、要求水準書等及び提案書に従って維持管理業務を実施しなければならない。受託者 及び建設事業者は、 維持管理計画について、第3項の規定に基づき決定される作成期限までに委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。 (1) 備品、什器、物品及び用役の調達計画（各年度、各月） (2) 点検・検査計画（運営・維持管理期間を通じたもの、各年度） (3) 補修計画（運営・維持管理期間を通じたもの、各年度） (4) 更新計画（運営・維持管理期間を通じたもの） (5) 改良保全に関する計画（受託者の提案によるもの） 2 受託者 及び建設事業者は、 前項の規定に基づき作成した維持管理計画を変更する場合には、委託者と協議し、承諾を得たときは、当該維持管理計画を適宜変更することができる。 3 維持管理計画の作成期限、記載事項等の詳細は、委託者と受託者との協議により定める。

区分	原因	No	対応の考え方	反映先	記載文案
		16 ②	②建設事業者から整備の視点、考え方をもらい、整備の基本的な考え方を協議する(運営初年度に、提案書から詳細な考え方を業務計画書として提出を求める)。	要求水準書 第3編 第1章 1.2.13 マニュアル等の作成	166p No16①により対応
		16 ③	③どのような補修をおこなったかを受注者に報告させる。	要求水準書 第7章 7.3 補修・更新報告	183p 7.3 補修・更新報告 (1) 建設事業者及び 運営事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、連合に提出する。 (2) 建設事業者及び 運営事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、連合に提出する。 (3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は連合と協議の上、決定するものとする。 (4) 補修、更新関連データは、 運営期間内 は保管する。
				要求水準書 第7章 7.2点検・検査報告	183p 7.2 点検・検査報告 (1) (2) (略) (3) 点検・検査関連データは、 運営期間内 は保管する。
		16 ④	④施設運営の現場担当と自治体で計画どおりの保守を行っているか確認をする。	要求水準書 第10章 10.2 モニタリングの実施	190p No3により対応
		17	(建設請負契約) 事業期間中の保守管理費を超過した場合はかすと認定する条項を設ける。 (文案) 建設事業者は、広域処理施設が、事業期間中、保守管理業務を総額〇億〇万円の保守管理費で行えるよう設計したことを表明し、これを超過する保守管理費については設計のかしとして建設事業者の負担とする。	契約書 (建設工事請負)	第42条 瑕疵担保 21p ※費用の超過は性能保証事項として整理 No19により対応
裁判で性能保証責任が認められなかった	補修費用の増嵩と性能保証は無関係と解釈された	18 ①	(要求水準書) ①機器の性能保証と施設の性能保証を分け、施設の性能保証を補修費用と関連づける。 (受注者の提案による補修計画及び補修費用を遵守することにより安定した運転ができること)	要求水準書 第2編 第1章 1.8 性能保証	35p 1.8 性能保証 建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験、安定稼働試験を行い、本要求水準書で要求する基本性能を満足していることを確認する。 また、引き渡し後、速やかに長期安定稼働試験、及び瑕疵期間終了年度に性能確認試験を実施し基本性能を満足していることを確認する。 なお、要求水準書に示す基本性能とは、設備及び建築物によって備え持つ施設全体としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能であり、引渡し後の運営期間において、運営・維持管理業務委託契約書に示される本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用の範囲で履行される性能である。 したがって、建設事業者は、運営期間においても性能保証事項の達成状況について確認をしなければならない。また、運営期間において、基本性能を満足できない事態が発生した場合は、建設事業者の責任と費用で原因を究明しなければならない。
		18 ②	(業務委託契約) ②「保守管理業務を総額〇億〇万円で行い、これを超過する保守管理費は受注者の負担」と規定する。	契約書 (運営・維持管理業務委託)	9p (運転管理値の未達成) 第32条 委託者の実施するモニタリング又は受託者の実施する計測等の結果、別紙1記載の運転管理値(要求水準書に規定された運転管理の基準値をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、委託者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、受託者は、 建設事業者とともに 、原因の究明に努め要求水準書を達成するよう本施設の補修、運営・維持管理業務の改善を行わなければならない。 2 (略)

区分	原因		No	対応の考え方	反映先		記載文案	
					契約書 (運営・維持 管理業務委 託)	15p	(運営・維持管理業務委託料の支払) 第51条 委託者は、本業務の遂行の対価として、受託者に対して、別紙3記載の算定方法及びスケジュールに従い、運営・維持管理業務委託料を支払うものとする。当該運営・維持管理業務委託料には、本業務の遂行に当たって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、 本契約書に定める委託料を超えて生じた費用は受託者が負担するものとし 、報酬、費用、手当、経費その他名目を問わず、受託者は、委託者に対し、運営・維持管理業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。	
			19	※委員会での意見 ・運営期間を通して、運営費の総額を超えずに性能保証事項を充足させるよう明記すること。 ・基本性能が20年間続けられることが明確になるように書くこと。	要求水準書 第2編 第1章 1.8 性能保証		No18により対応。	
					契約書 (建設工事請 負)	(性能保証責任) 第42条の2	22p	(性能保証責任) 第42条の2 受託者は、工事目的物が第31条第4項又は第5項に規定する引渡しの際において要求水準書等、設計図書及び提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。 2 受託者は、工事目的物が引渡し後の運営期間において、運営・維持管理業務委託契約書に示される本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用の範囲で、要求水準書等、設計図書及び提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。 3 前条第5項の規定は、前2項の規定による性能保証に準用する。
		裁判で、性能保証責任による補修費用にも責任上限額の適用が認められた	20	建設事業者が提示した補修内容、補修費用で基本性能が維持されることを取り決める。	要求水準書 第2編 第1章 1.8 性能保証		No.18①により対応	
					契約書 (運営・維持 管理業務委 託)	性能保証	NO18②により対応	
			21	間接損害の費用負担の扱い ※委員会では議論されなかった。	契約書 (運営・維持 管理業務委 託)	(性能未達期間中に生じる費用の負担) 第35条2項	10p	第35条 ※委託者の責に帰すべき事由 (略) 2 受託者の責に帰すべき事由により、本施設の運転停止、 要監視基準の不満足 、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合 (搬入管理 (処理対象物に含まれる処理不適物の排除作業等を含む。) を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。)、受託者は、それにより生じる追加費用を負担し、及び責任を負うものとする。委託者は、運営・維持管理業務委託料のうち固定費 (第51条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。) 及び変動費の支払いを行う (ただし、運営・維持管理業務委託料の減額及び本運営・維持管理業務委託契約の解除に関する手続きは、第53条及び第60条の規定に従う。)。委託者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる処理不適物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに委託者に生じた損害は、受託者が負担する。 3 ※不可抗力 (略)
			22	平成29年度民法改正による瑕疵担保責任の見直しの反映 ※委員会では議論されなかった。				※「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として整理され、2020年4月から施行される。瑕疵の概念・内容は変わらないため、内容について特段の変更は不要と思われる。ただし、責任内容、時効などの変更もあり、契約書等への反映について検討はするべき。